

## 岸和田城周辺インバウンド観光推進に係る調査及び検証等業務仕様書

### 1. 業務名

岸和田城周辺インバウンド観光推進に係る調査及び検証等業務

### 2. 業務の目的

岸和田城は、本市の歴史・文化のシンボリック観光施設として位置付けられており、大阪府内で天守閣を持つ城郭は大阪城と岸和田城の2つだけであることから、希少価値が高い施設である。

しかしながら、大阪城が多く観光客を集め、その高い割合を外国人旅行者が占めているのに対して、岸和田城の入場者数は伸び悩み、また外国人旅行者が占める割合も非常に低い状態が続いている。

このような状況を打開し、関西国際空港を利用して関西を訪れる外国人観光客が一年を通じて本市を訪れ、賑わいが創出されることを目標として、民間事業者と連携し岸和田城の文化・観光資源を活用した外国人観光客集客実現のための事業を実施し、効果的な取り組みについて検証することを目的とする。

### 3. 契約期間

契約日から令和2年3月31日まで

### 4. 業務委託金額

18,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

### 5. 業務内容

#### 概要

外国人観光客を効果的に誘致する戦略を立て、業務の目的を達成するために必要となる取り組みを実施するものとする。また、事業の実施による効果を測定し、課題や問題点等の分析結果とともに本業務を終了した後の進め方を指針として取りまとめるものとする。

#### (1) 業務内容

##### ①外国人観光客の送客及び短時間滞在に係る企画提案・実施業務

外国人観光客が一年を通じて岸和田城を訪問し、城周辺のまちに賑わいが創出された状況となることを想定した持続可能な取り組みを提案（複数可）し、実験的に事業を実施する。事業実施にあたっては、今年9月から翌年2月末までの間に50日以上、その各日30人以上を岸和田城に送客する※ものとし、その具体的な人数とあわせて、訪れる外国人観光客が短時間の滞在中に楽しめるための企画及び実施手法等を示した計画書を作成するものとする。

また、本事業では、岸和田城を訪問した外国人観光客がSNSなどを通じて本市の魅力を広く発信してもらうための仕掛けを作り、SNSや口コミにより岸和田城の魅力が拡散して伝わる波及効果を図るものとする。また、SNSなどに投稿された内容の調査及び外国人観光客へのアンケート（インタビュー）調査などの実施により、観光客の感想や改善要望などを把握したうえで、岸和田城のさらなる観光魅力や知名度向上のための効果的な取り組み案をまとめる。

※50日、各日30人、計1500人以上の送客の具体的なプランは合計1500人以上であれば日数と一日あたりの人数の変更は可とする。また、国内に在住または滞在する外国人を対象としたモニターツアーを実施する場合に

ついて対象人数（送客人数）に含めることも可能とする。

## ②外国人観光客向け観光情報サイト提携業務

既存の外国人観光客向け観光情報サイト（アプリを含む）の中から、岸和田城の魅力がより伝わり、岸和田城の知名度が上がるために有効となるものを提案（複数可）し、サイト（アプリを含む）内に岸和田城の魅力を伝えるための写真や情報を多言語（日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語）で登録する手続きを代行する。

口コミ等でサイト（アプリを含む）利用者の状況や感想を把握し、報告書として取りまとめるものとする。

観光情報サイト（アプリを含む）は、本業務終了後も本市が継続して容易に情報を更新できるものを提案すること。継続する場合に更新料や利用料等が必要となる場合は明細を添付すること。

## ③資源調査業務

岸和田城の最寄り駅である南海本線岸和田駅に到着した外国人観光客が、岸和田城やその周辺施設を周遊すると想定して、まちづくりの観点から必要となるサイン、案内板、マップ作成等のアイデアをまとめ次年度以降の整備計画案として提案すること。観光バスやレンタカーの利用も同様に想定した提案も含めたものとする。

## (2) スケジュール

契約締結後、速やかに事業を開始し、令和2年3月31日までに事業を完了すること。なお、実施する個々の事業についての実施時期、計画を記載すること。また、実施報告書を随時取りまとめ、市に提出すること。

## (3) 取り組みの実施

別紙「岸和田城の活用にあたっての注意点」に留意し、企画提案書の内容を基本として取り組みを実施するものとする。ただし、提案内容によっては代替案を求める場合がある。その場合は市と協議のうえ、業務委託金額内で実施するものとする。なお、取り組みの実施にあたり必要となる費用は原則受託者の負担とするが、事業の内容によっては受益者（外国人観光客）に一部を負担させることも可とする。

## 【参考情報】

岸和田城の入場者数（年度・人）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全体	33,751	40,050	37,569	38,165	41,565	38,500
うち外国人	619	736	996	1,256	1,484	1,728

## 6. 完了報告書の提出

受託者は業務完了後、効果測定を検証結果及び経費の内訳を完了報告書として取りまとめ、市に提出すること。

## 7. 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 個人情報の取扱

受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、関係法令及び「岸和田市個人情報保護条例」、「岸和田市情報セキュリティポリシー」を順守しなければならない。

### (2) 関係法令の順守

受託者は、「文化財保護法」、「岸和田城条例」、「岸和田市都市公園条例」、「岸和田市文化財保護条

例」等の関係法令を順守しなければならない。

(3) 本市施策との整合

受託者は、本市のまちづくりビジョン（総合計画）をはじめ、「岸和田市観光振興計画」、「岸和田城庭園（八陣の庭）保存活用計画」、「岸和田市みどりの基本計画」等の本市の施策との整合性を保つように事業を展開しなければならない。

(4) 文化財の取り扱い

岸和田城（門内）は「岸和田城庭園（八陣の庭）」として国の名勝に、岸和田城周辺エリアは「岸和田城跡」として大阪府の史跡に指定されている。受託者は、これらの価値を熟知したうえで、事業を展開しなければならない。

(5) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし予め市の承認を得た場合は、業務の一部を委託することができる。

(6) 成果品等

本業務により制作された成果品等（PR グッズ、事業に係る観光客誘致備品含む）及び事業実施に係るノウハウ等の権利は市に帰属するものとし、市が自由に加工、コピーし、ホームページ等に掲載できるものとする。ただし、成果品等に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合は、市が特に既存著作物の使用を提示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを受託者が行うこと。この場合、受託者は当該許諾契約等の内容について事前に市の承認を得ることとし、市は既存著作物について当該許諾条件範囲内で使用するものとする。

(7) 守秘義務

受託者は、本委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務後も同様とする。

(8) 業務実施状況の報告

委託者である市は、必要と認めるとき業務の実施状況について随時受託者に対し報告を求めることができる。

(9) その他

本仕様書に定めのない事項等について、必要に応じて、市と受託者で協議して定めることとする。また、本仕様書に定めのある事項についても、市が必要と判断した場合、市と受託者で協議して変更できることとする。

8. 担当部署

〒596-8510 岸和田市岸城町 7-1

岸和田市魅力創造部観光課

電話 072-423-9486

メールアドレス kankou@city.kishiwada.osaka.jp